

令和3年度京都大学公共政策大学院

入学試験問題（一般選抜）

科目名：憲法

この表紙の次には、「憲法」の試験問題が1ページ、2問ある。

2問とも解答すること。

1問につき、答案用紙1冊を用いて解答すること。

答案用紙ごとに、所定の欄に科目名、問題番号を記入すること。

科目名 憲法

以下の問題すべてに解答しなさい。

問題1 憲法の定める政教分離原則（20条1項後段、同条3項、89条前段）との関係での違憲審査の基準としては、判例上目的効果基準が形成されてきたが、同基準は政教分離が問題となった事件すべてで用いられているわけではない。目的効果基準について説明するとともに、それが用いられた判例と用いられなかった判例とを挙げ、どうしてこのような相違が生じたと考えられるか、説明しなさい。

問題2 憲法62条が国会各議院に認める国政調査権について、その意義を説明するとともに、その限界について論じなさい。